1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

2 署名委員の選任

議長署名委員に鈴木圭一農業委員、新木英男農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

参与に荒井農業委員会事務局長を承認し、書記に小宮山農業委員会事務局次長、大室主査、松居 議 長 主任を任命した。

4 議事

議案第14号 農地法第5条の許可申請について

議 長 議案第14号について事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読した。申請番号 1、地区は上尾地区、地目は登記、現況とも畑 3 筆である。権利は 賃借権、形態は一時転用、用途は資材置場で施設は鉄板敷である。資材置場なので開発許可は不要 である。市の公共事業に伴うもので、施工業者が一時転用するものである。

> 申請番号2、地区は上尾地区、権利は賃借権で、地目は登記、現況ともに畑2筆。形態は転用で、 用途は福祉施設、施設についてはデイサービスと保育園で、保育園部分は補助金の利用がある。建 物があるので開発許可が必要。本申請は資金計画の見直しで取下げになった案件である。農地区分 は第2種農地である。

議長地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報告) 申請番号1について、原市地区の黒須信明推進委員が報告した。7月22日(木)に上尾地区・原市地区の担当委員3名で現地調査を実施した。申請地は東中学校の隣地で、草が刈られて管理されており問題ない。理由書を朗読した。

申請番号2について、上尾地区の鈴木委員が報告した。7月22日(木)に上尾地区・原市地区 の担当委員3名で現地調査を実施した。現地は芝川の近くに位置する。多少の草が認められるが、 除草を行って管理されていると判断した。理由書を朗読した。

議 長 本件について意見を求めた。

新木農業委員 現地に仮囲いを設置するようだが、高さはどのくらいなのか。

事務局配布した立面図に示されているが、2~2.5m程度である。

新木農業委員 出入り口には交通誘導員を配置するのか。

事 務 局 道路課と調整しており、工事期間中は交通誘導員を配置する予定になっている。

平野農業委員 上平公園から消防署に向かうと、右左折が急角度なので、交通の安全性関しては指導をおこなっ

てもらいたい。

議 長 本件についてさらに意見を求めるが特に無かったため、議案第14号について採決を行ったところ、替成全員で承認することを审した。

議案第15号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議 長 議案第15号について事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読した。申請番号 1、地区は大谷地区、地目は登記、現況ともに畑 2 筆である。区画 整理の区画地にかかっており、換地によって使用収益が始まっている。納税猶予区分は相続税で続 柄は夫婦である。

議長地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報告) 大谷地区の吉澤推進委員が報告した。7月21日(水)、大谷地区の委員3名で現地調査を行った。区画整理地内の2筆で、周囲を石塀で囲まれた屋敷畑となっている。自家消費用の野菜や果樹などが栽培され、農地の外観を呈している。

議 長 本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第15号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第16号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

議 長 議案第16号について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は平方地区、地目は登記、現況とも畑4筆である。申請番号2、地区は上平地区、地目は登記、現況とも畑2筆である。

(報告)事務局で現地調査を行った。申請番号1は特に作付けはされていないが、保全管理は行われていた。申請番号2は居住地の前畑で、露地野菜等が作付けされており、問題はない。

議 長 本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第16号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第17号 農業委員会が定める別段の面積(下限面積)の設定について

議 長 議案第17号について事務局に説明を求めた。

事 務 局

議案書を朗読した。2020年農林業センサスが更新されることから、その数値が発表されてから審議することになっており、この度、新たな数値が公表されたことを受けて、今回の議案となった。農地法施行規則第17条の適用について説明すると、第1項第3号には、農家戸数が30a未満の戸数と30~50aの戸数を加えて、全体の40%を下らないようにすると定められており、上尾市内で50a以下の農家戸数が全体の33.6%で40%以下になっていることから、第1項の適用には当てはまらず、対象外となっている。

次に第2項では新規就農を目的として下限面積を設けることができる。現状では、新規就農があった場合は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定を案内しており、別段の下限面積を設けなくても農業経営ができるように案内をしている。さいたま市は30aで設定しており、県内36.5%の市町村で別段面積を設けているが、基本的には中山間地域が多い。近隣の伊奈町や桶川市では設定していない。別段面積を設定するかどうか、ご検討いただきたい。

議 長 本件について意見を求めた。

市村推進委員

県の方で新規就農者を募集し、それに応募した方かもしれないが、就農のための勉強をしている方が、新規就農の下限面積を50aから開始するような指導を受けたと聞いている。別段面積の面積と関係があるのか。

事 務 局 明日の農業担い手塾の関係だと、農協が関わってくるが、農業が成り立つには50aくらいの面積が必要という趣旨ではないか。農業経営が50aということと、農地法3条の面積要件が、たま

たま一致していたということだと思う。

議 長 本件についてさらに意見を求めるが特に無かったため、議案第17号について採決を行ったところ、賛成多数で別段の面積(下限面積)を設定しないことに決定した。

議案第18号 農地利用最適化推進委員の地区割(案)について

議 長 議案第18号について事務局に説明を求めた。

現委員が令和4年4月2日までの任期であり、改選期を迎えるにあたり、農地利用最適化推進委員の定数を確認する必要がある。最適化推進委員は農地面積100ha 当たり1名と決められており、平成30年改選時には、農地面積が1,012haから807haに減少したことで、11名から9名に減少し、9月議会にて定数条例の改正を行っている。今年4月で耕地面積と1号遊休農地の合計が810haとなり、9名の定数で人数変更はない。そこで、現在の担当地区割を変更せず、次期も現状と同じに区割りを行うという提案である。

議 長 本件について意見を求めた。

事

務

吉澤農業委員全体面積はわかったが、各地区別の農地面積はわかるのか。

事 務 局 ここでは全体面積だけなので、各地区の面積は見ていない。事務局としては要望を聞いた後に現 状が不都合であれば意見を伺いたいと考えている。

議 長 本件についてさらに意見を求めるが特に無かったため、議案第18号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第19号 生産緑地に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規定の一部改 正について

議長、議案第19号について事務局に説明を求めた。

事 務 局 市民サービス向上を目的に、押印の見直しが進められている。国で作成した地方公共団体における押印見直しマニュアルに則して規則等の改正を行うもので、法規担当の総務課と相談して様式を見直すものである。別記様式第4条関係で、生産緑地の買い取り申出をするものが記載する住所・氏名の右にある「印」と、農業委員会様とある「様」を削除する。合わせて「宛先」と様式の右下に「会長印」を追加する。以上の4点が今回の修正・変更点で、この規則改正は承認の後、8月1

議 長 本件について意見を求めた。

日付けで告示を行う予定である。

秋池農業委員 違う質問になるかもしれないが、来年、生産緑地が指定から30年の解除制約が切れるが、継続とかの話は出ていないのか。

事 務 局 現在、所管するみどり公園課では、生産緑地として継続するかどうかを地権者へ書類を配布し、 回答を回収していると思われる。令和4年で制限がなくなるので、その後に生産緑地として継続するか、やめるのかは地権者の判断になると思う。

秋池農業委員解除が多いと畑が減ることになる。数字が出たら教えて欲しい。

議 長 本件についてさらに意見を求めるが特に無かったため、議案第19号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

5 報告第4号 専決処分について

- (1)農地法第4条の届出の受理について
- (2) 農地法第5条の届出の受理について
- (3)農地法第5条の届出の取下げについて

6 閉会

議長以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後3時05分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顚末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和3年7月26日

議長

署名委員

署名委員